

運 航 基 準

平成18年10月 1日	一部改正	平成24年 7月15日	一部改正
平成28年 5月24日	一部改正	平成29年 4月 1日	一部改正
平成29年10月 1日	一部改正	平成30年 2月 1日	一部改正
平成30年 5月 1日	一部改正	平成30年 6月 5日	一部改正
平成30年10月 1日	一部改正	平成30年10月15日	一部改正
平成30年12月30日	一部改正	平成31年 1月 6日	一部改正
平成31年 1月30日	一部改正	平成31年 2月12日	一部改正
令和 元年10月 1日	一部改正	令和 元年12月15日	一部改正
令和 2年 1月19日	一部改正	令和 2年 4月11日	一部改正
令和 2年 5月23日	一部改正	令和 2年 9月 1日	一部改正
令和 3年 3月 5日	一部改正	令和 3年 6月 2日	一部改正
令和 5年10月27日	一部改正	令和 5年11月13日	一部改正
令和 5年11月24日	一部改正	令和 6年 1月16日	一部改正
令和 7年 7月 5日	一部改正		

壱岐・対馬フェリー株式会社

第 1 章 目 的

第 2 章 運航の可否判断

第 3 章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、「安全管理規程」に基づき、所属船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

(準用規定)

第2条 「安全管理規程」第2条に定める「セメント船」あすなるも、この基準を適用する。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第3条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、気象警報が発令され、発航地港内の気象海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

船舶	気象・海象			
	港名	風速	波高	視程
フェリーなぎさ	※1	20 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下
フェリーかなた	※2	18 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下
みかさ	※2	18 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下
セメント船 あすなる	瀬戸内及び 北部九州一円の航路	18 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下

2 船長は、発航前において、気象警報が発令され、航行中（港外）に遭遇する気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

船舶	航行区域	風速	波高	視程
フェリーなぎさ	※1	20 m/s以上	5.0 m以上	1 km以下
フェリーかなた	※2	18 m/s以上	3.5 m以上	1 km以下
みかさ	※2	18 m/s以上	3.5 m以上	1 km以下
セメント船	瀬戸内及び 北部九州一円の航路	18 m/s以上	3.5 m以上	1 km以下

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止（或いは乗船拒否をしたお客様）を決定したと

きは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第4条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体の動揺は、次に掲げるとおりである。

船舶	航路	風速	波高	動揺
フェリーなぎさ	※1 に就航のとき	20 m/s以上 (船首尾方向 の風を除く)	4.0 m以上 又はうねり 階級8以上	10度以上
フェリーかなた	※2 に就航のとき	18 m/s以上 (船首尾方向 の風を除く)	3.5 m以上 又はうねり 階級8以上	8度以上
みかさ	※2 に就航のとき	18 m/s以上 (船首尾方向 の風を除く)	3.5 m以上 又はうねり 階級6以上	8度以上
セメント船 あすなる	瀬戸内及び 北部九州一円の航路	18 m/s以上 (船首尾方向 の風を除く)	3.5 m以上 又はうねり 階級6以上	15度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

船舶	航路	風速	波高
フェリーなぎさ	※1 に就航のとき	20 m/s以上	4 m以上
フェリーかなた	※2 に就航のとき	18 m/s以上	3.5 m以上
みかさ	※2 に就航のとき	18 m/s以上	3.5 m以上
セメント船 あすなる	瀬戸内及び 北部九州一円の航路	18 m/s以上	3.5 m以上

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準経路を中止し、当直態勢の強化及びレーダーの有効利用を図ると共にその時

の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程 500m以下

(入港の可否判断)

第5条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、第3条第1項の表に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第5条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容について、別様式3の「運航管理記録簿」に記録するものとする。運航中止基準に達し又は達するおそれがある場合における運航継続の措置については、その判断理由を記載し、他の記録とまとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第6条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第7条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶が輻輳する海域
- (6) 船長が副運航管理者又は運航管理補助者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

- 2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第8条 基準経路は、運航基準図又は常用海図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第9条 速力基準は、所属船の機関要目にしたがって定めた速力区分のとおりとする。

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しておかなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(特定航法)

第10条 各港における操船及び航法は、海上交通関係法令に定めるもののほか、別に定める「出入港基準」を準用する。

- 2 壱岐島付近及び博多湾内を航行するときは、次の事項を遵守する。
 - (1) 壱岐島の北東、「魚釣埼」から東方沖合いの「沖曾根」を200m以上離して迂回航行すること。尚、いかなる場合もこれら両曾根の間を通航してはならない。
 - (2) 「玄海島」南西の「クタベ瀬」に注意し、同瀬の灯浮標より北側に入ってはならない。
 - (3) 「能古島」と「西浦岬」の間は、航行船舶が輻輳する湾内であり、操業漁船も多いので、夜間は、特に注意すること。
 - (4) その他、上記以外の航路は「入出港基準及び港則法」による。

(入港連絡等)

第11条 船長は、基準航路上における次の(1)の付近を通過したとき、若しくは入港予定時刻の30分前から1時間前までに、副運航管理者又は入港地を管轄する各発着所の運航管理補助者あてに、(2)の事項を連絡する。

(1) 通過地点

- ① 西浦岬灯台付近の東向け航路上
- ② 魚釣埼灯台付近の南向け航路上
- ③ 耶良埼灯台から南東3海里の北西向け航路上

(2) 連絡事項

- ① 通過地点名及び通過時刻
- ② 入港予定時刻
- ③ 気象・海象、その他運航管理上必要とする事項

- 2 副運航管理者又は運航管理補助者は、前項の連絡を受けた後、次の事項を連絡する他、航行に関する安全情報、その他必要とする事項があれば、その都度速やかに連絡する。
 - (1) 着岸岸壁の指定
 - (2) 着岸岸壁の使用船舶の有無
 - (3) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
 - (4) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、

流速)

(5) その他、操船上の参考になる事項

- 3 セメント船は、第1項(2)の事項について1日1回以上、副運航管理者又は本社の運航管理補助者に連絡する。

(連絡方法)

第12条 船長と副運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次による。

区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
通常の場合	当該船舶が停泊又は出入港する港を管轄する発着所	携帯電話、船舶電話
緊急の場合	全航路を管轄する福岡本社	携帯電話、船舶電話

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協力し、福岡湾（能古島の周辺沖合）の避泊地について、海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況及び気象・海象のデータ等の資料を収集し、所属船舶その他必要な個所に備え付けておくものとする。

- 2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の港湾を避泊地に選定するものとする。ただし、船長の判断により、当時の気象・海象、他船の停泊状況等考慮のうえ、当該避泊地以外に適当と判断される場所があればこれを選定することができる。
- 3 副運航管理者又は運航管理補助者は、避泊地の選定に関し、船長から避泊地の気象・海象及び他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。
- 4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象及び他船の停泊状況等を副運航管理者又は運航管理補助者に連絡し、その後3時間毎（必要と認めるときは1時間毎）に付近の気象・海象及び他船の停泊状況等を副運航管理者又は運航管理補助者に連絡しなければならない。

(機器点検)

第14条 船長は、入港着（棧）岸前、港内の状況に応じて、航行船舶に支障を及ぼすおそれがない十分に余裕のある海域において、機関の後進（C P P船の場合は翼角作動）及び舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様に実施する。

(記録)

第15条 運航管理者及び船長は、基準航路の変更その他安全運航に関する協議を行った場合は第5条の2に定める記録のほか、当該内容について「運航管理記録簿」に記録するものとする。

附 則

1	平成18年 5月 1日	制定		
2	平成18年10月 1日	一部改正	3	平成24年 7月 1日 一部改正
4	平成28年 5月24日	一部改正	5	平成29年 4月 1日 一部改正
6	平成29年10月 1日	一部改正	7	平成30年 2月 1日 一部改正
8	平成30年 5月 1日	一部改正	9	平成30年 6月 5日 一部改正
10	平成30年10月 1日	一部改正	11	平成30年10月15日 一部改正
12	平成30年12月30日	一部改正	13	平成31年 1月 6日 一部改正
14	平成31年 1月30日	一部改正	15	平成31年 2月12日 一部改正
16	令和 元年10月 1日	一部改正	17	令和 元年12月15日 一部改正
18	令和 2年 1月19日	一部改正	19	令和 2年 4月11日 一部改正
20	令和 2年 5月23日	一部改正	21	令和 2年 9月 1日 一部改正
22	令和 2年 9月11日	一部改正	23	令和 2年10月11日 一部改正
22	令和 2年10月28日	一部改正	23	令和 3年 3月 1日 一部改正
24	令和 3年 6月12日	一部改正	25	令和 3年 6月10日 一部改正
26	令和 3年 9月 4日	一部改正	27	令和 3年 9月18日 一部改正
28	令和 3年10月29日	一部改正	29	令和 4年 2月14日 一部改正
30	令和 4年 5月 2日	一部改正	31	令和 5年10月27日 一部改正
32	令和 5年11月13日	一部改正	33	令和 5年11月24日 一部改正
34	令和 6年 1月16日	一部改正	35	令和 7年 6月13日 一部改正

<u>港名一覽</u>	
※1	博多港、芦辺港、巖原港
※2	博多港、芦辺港、巖原港

速力基準表

フェリーなぎさ

(運航基準より抜粋)

R5.11.24記

速力区分	速力 (ノット)	機関回転数	翼角度	出力	
最 微 速	4	4 5 0	3	2, 2 5 0	
微 速	6	4 5 0	5	2, 4 2 0	
半 速	8	4 5 0	8	2, 6 0 0	
航海速力	1 0	4 5 0	1 1	2, 9 4 0	
全 速	2 0. 6	5 2 0	2 4. 5	5, 9 4 0	

速力基準表

フェリーかなた

(運航基準より抜粋)

R6.1.16記

速力区分	速力 (ノット)	機関回転数
最 微 速	9. 5	3 5 0
微 速	1 1. 0	4 0 0
半 速	1 2. 9	4 7 0
航海速力	1 8. 0	6 9 0
全 速	1 8. 6	7 0 2

速力基準表

みかさ

(運航基準より抜粋)

H28.5.18記

速力区分		前 進		後 進	
		機関回転数	速力 (ノット)	機関回転数	速力区分
港 内	最 微 速	3 8 0	1 0. 6	3 8 0	最 微 速
	微 速	4 3 0	1 2. 1	4 3 0	微 速
	半 速	4 8 0	1 3. 4	4 8 0	半 速
	全 速 力	5 8 0	1 6. 3	5 5 0	全 速
航海速力		7 1 0	1 9. 0	—	—

速力基準表

あすなろ(セメント船)

(運航基準より抜粋)

H28.12.12記

速力区分		機関回転数	速力 (ノット)
港 内	最 微 速	2 1 0	4 . 0
	微 速	2 5 0	6 . 0
	半 速	3 1 5	8 . 0
	全 速 力	4 0 0	1 1 . 7
航 海 速 力		3 6 0	1 0 . 5